小規模多機能型居宅介護について

小規模多機能型居宅介護とは？

※ 小規模多機能型居宅介護の他に、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等があります。

平成１８年４月から始まった、地域密着型サービス※のひとつです。介護が必要となった高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続することができるように、**「通い」**を中心にして、利用者の状態や、希望を踏まえて**「訪問」「泊まり」**の３つのサービスを組み合わせて提供するサービスです。

特　徴

・一年中毎日、無休で営業します。必要に応じ２４時間体制の「訪問」にも対応できます。
・必要な方には「通い」の送迎ができます。
・家庭的な雰囲気の施設で、なじみのスタッフが対応してくれます。
・事業所に登録した少人数での利用になるため、他の利用者と顔なじみになれます。

【サービス内容】

事業所に利用者として登録した後、計画作成担当者が利用者とご相談のうえ、「通い」「訪問」「泊まり」を通して、以下のサービスを提供します。

・入浴や食事、排せつなどの介護
・日常生活上の世話
・健康状態の確認と生活に関する相談・助言
・機能訓練

イメージ図

【ご利用いただける方】

・福井市に住民登録のある方で、要介護または要支援の認定を受けている方
※ただし、要支援の認定を受けている方は、事業所一覧の介護予防に○が付いている事業所のみ利用可能となります。

【利 用 料】

・要介護度別に、月単位で定額となっています。
例：要介護３の場合の目安 23,682 円／月（ただし、食費、宿泊費等は別途負担となります。）

【ご利用方法】

・事業所へ直接ご連絡ください。
※ただし、介護サービスを利用されている方は、現在ご利用の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、または施設のケアマネジャーにご相談ください。

≪気をつけていただきたいこと≫

このサービスを利用する場合、訪問看護や福祉用具貸与のサービスは利用できますが、それ以外のサービスは利用できなくなるなどの制限もあります。

福井市福祉保健部　介護保険課　　TEL 20-5715